

糸島市補助金設計書

所管課 介護・高齢者支援課

補助金名称	認知症カフェ事業助成金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	糸島市認知症カフェ事業助成金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策1_包括的な地域福祉の推進

施策③_地域で見守り、支え合う仕組みづくり

1 補助の目的

国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、認知症の人の介護者への支援を行うことが認知症の人の生活の質の改善にも繋がるとの観点に立って、介護者の精神的身体的負担を軽減する観点からの支援や介護者の生活と介護の両立を支援する取組として、「認知症カフェ」等の設置を推進している。

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域社会を築くことを目的とし、助成金を交付する。

2 成果指標

指標① 補助団体数

目標値① 9 (単位) 団体

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

認知症カフェの開設又は運営に関する事業

【補助対象者】

市内で認知症カフェを運営し、又は運営しようとしているもの

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

・開設事業：施設等改装費、施設等借入費、原材料費、設備費、備品購入費

・運営事業：地代家賃、使用料、光熱水費、広告宣伝費、消耗品費、報償費、保険料

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 90 % 又は 分の

【補助限度額】 (下記のとおり) 円

【積算根拠ほか】

・開設事業：予算に定める範囲内で助成対象経費の90パーセント相当額。ただし、1助成対象者につき20万円を限度とし、1回限りの交付

・運営事業：予算に定める範囲内で助成対象経費の90パーセント相当額とする。ただし、月額2万円を限度とする。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで